

第55回 船橋市地域公共交通活性化協議会

令和4年1月28日

1

1. 開会

2

次 第

1. 開会

2. 【議事及び報告】

- (1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について
- (2) 令和4年度船橋市地域公共交通活性化協議会予算(案)について
- (3) 予算の流用について
- (4) 田喜野井線の試走について
- (5) 船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱改正の施行について
- (6) (仮称)船橋市地域公共交通計画(案)について
- (7) (仮称)船橋市地域公共交通計画案作成業務の事業評価について
- (8) ワーキングの常設について

3

3. その他

2. 議事及び報告

(1) 令和3年度

公共交通不便地域解消事業の
実施状況について

4

2.【議事及び報告】

(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

公共交通不便地域解消事業箇所



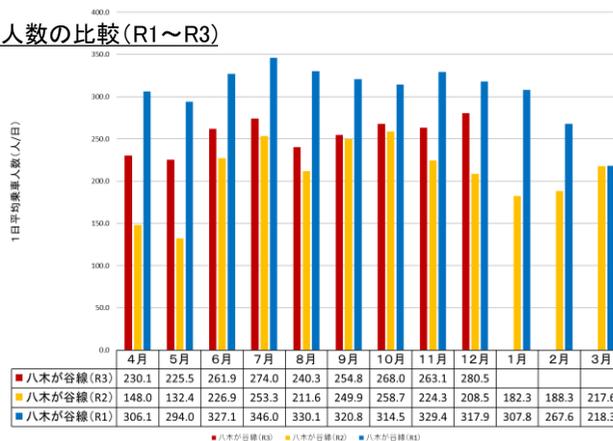
5

2.【議事及び報告】

(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●八木が谷地区

月別1日平均乗車人数の比較(R1~R3)



・令和3年度(4月から12月まで) 1日平均乗車人数の平均=255人/日

- ・令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
- ・令和元年度と比較すると、約8割程度

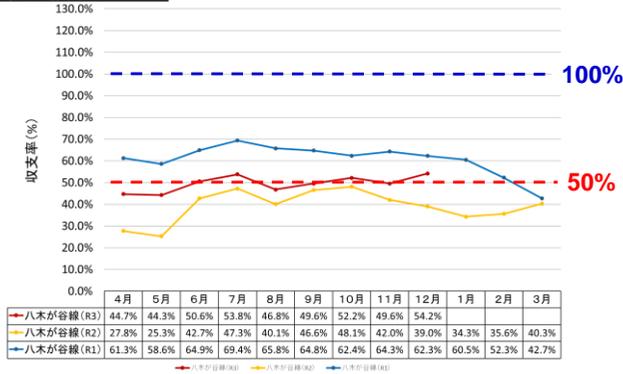
6

2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●八木が谷地区

月別収支率比較(R1~R3)



- ・令和3年度(4月から12月まで) 収支率の平均=49.5%
- ・令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
- ・令和元年度と比較すると、8割ほどの状況

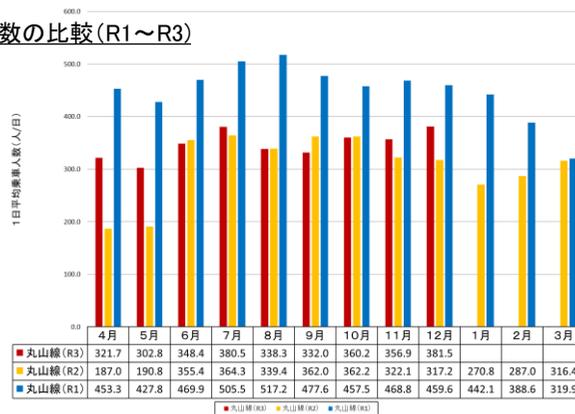
7

2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●丸山地区

月別1日平均乗車数の比較(R1~R3)



- ・令和3年度(4月から12月まで) 1日平均乗車人数の平均=346人/日
- ・令和2年度と比較して増加傾向である。
ただし、9月は若干下回っている
- ・令和元年度と比較すると、7割ほどの状況

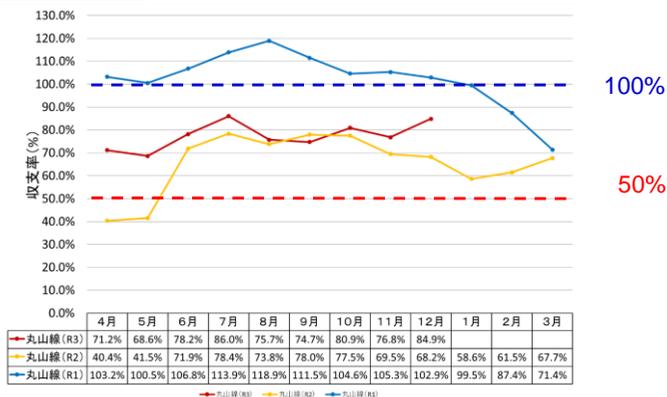
8

2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●丸山地区

月別収支率比較(R1～R3)



- ・令和3年度(4月から12月まで) 収支率の平均=77.4%
- ・令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
ただし、9月は若干下回っている
- ・令和元年度と比較すると、7割ほどの状況

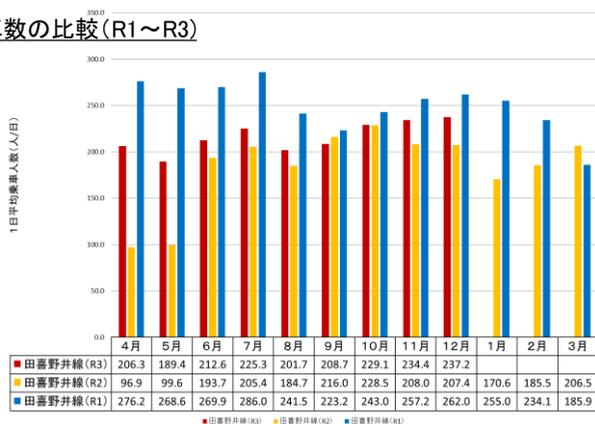


2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●田喜野井地区

月別1日平均乗車数の比較(R1～R3)



- ・令和3年度(4月から12月まで) 1日平均乗車人数の平均=216人/日
- ・令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
ただし、9月は若干下回っている
- ・令和元年度と比較すると、8割ほどの状況

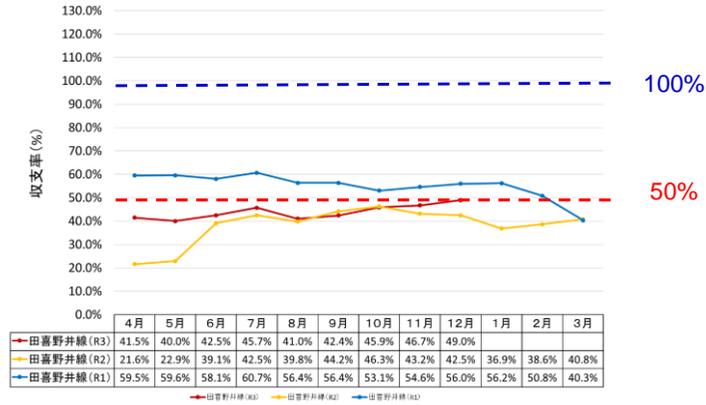


2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●田喜野井地区

月別収支率比較(R1～R3)



- ・令和3年度(4月から12月まで) 収支率の平均=43.8%
- ・令和2年度と比較して、1日平均乗車人数、収支率ともに増加傾向
ただし、9月は若干下回っている
- ・令和元年度と比較すると、8割ほどの状況

11

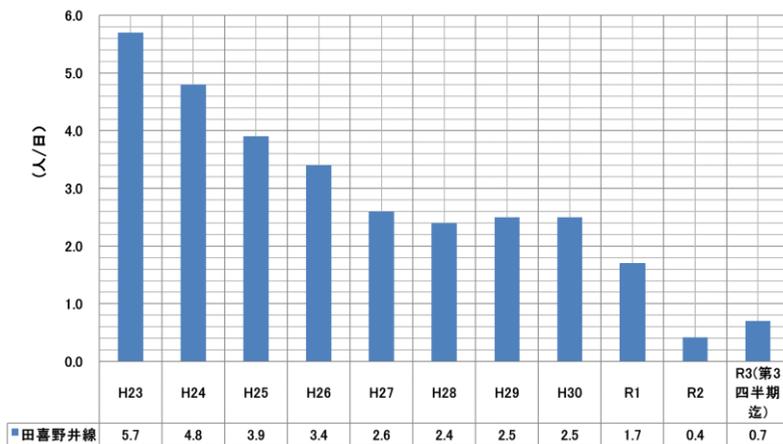
2.【議事及び報告】

(1)令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

●田喜野井地区

1日平均乗り残し人数

田喜野井線1日平均乗り残し人数



- ・令和3年度の4月から12月までの1日平均乗り残し人数は、0.7人/日
- ・令和2年度と比較して増加 ⇒ 乗車人数増加によるものと推測される。

12

2.【議事及び報告】

(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

運行継続基準(4月から12月)の収支率

	令和3年4月～12月 (運行継続基準)	令和2年4月～12月 (運行継続基準)	令和2年度 (最終)
八木が谷地区	49.5%	39.9%	39.1%
丸山地区	77.4%	66.6%	65.6%
田喜野井地区	43.9%	38.0%	38.2%

- ・令和2年度と比較して、3地区とも増加傾向
- ・令和3年度の4月から9月までの運行継続基準である収支率は、丸山地区が50%を超えているが、八木が谷地区、田喜野井地区は50%以下

13

2.【議事及び報告】

(1) 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

運行継続基準(4月から12月)の収支率			
	八木が谷地区	丸山地区	田喜野井地区
令和3年4月～12月 (運行継続基準)	49.5%	77.4%	43.8%
令和2年4月12月 (運行継続基準)	39.9%	66.6%	38.0%
令和2年度 (最終)	39.1%	65.6%	38.2%

収支率50%(100%)を超えるための乗降者数			
	八木が谷地区	丸山地区	田喜野井地区
令和3年4月から12月までの 1日あたり平均乗車数	255	346	216
令和3年度の収支を基準とした 50%を超えるための乗車数	260	225	269
令和3年度の収支を基準とした 100%を超えるための乗車数	519	449	537

14

2. 議事及び報告

(2) 令和4年度船橋市地域公共交通活性化協議会予算(案)について

15

2. 【議事及び報告】

(2) 令和4年度船橋市地域公共交通活性化協議会予算(案)について

令和4年度船橋市地域公共交通活性化協議会予算(案)について

●収入について

収入合計は75,000円となっております。

収入の詳細として、船橋市負担金が70,000円、令和3年度からの繰越金が4,349円、諸収入が651円となっております。

収入の部

款	項	目	当初予算額	備考
01	負担金		70,000	
	01	負担金	70,000	
		01 負担金	70,000	
02	国庫支出金		0	
	01	国庫支出金	0	
		01 国庫支出金	0	
03	繰越金		4,349	
	01	繰越金	4,349	
		01 繰越金	4,349	前年度の繰越金
04	諸収入		651	
	01	諸収入	651	
		01 諸収入	651	雑入

16

収入合計	75,000
------	--------

2.【議事及び報告】

(2)令和4年度船橋市地域公共交通活性化協議会予算(案)について

令和4年度船橋市地域公共交通活性化協議会予算(案)について

●支出について

支出合計は、75,000円となっております。

内訳として、総務費(会議に係る費用)に70,000円、予備費が5,000円となっております。

支出の部				当初予算額	備考
款	項	目	節		
01			総務費	70,000	
	01		総務管理費	70,000	
		01	会議費	23,000	
			03 旅費	15,000	
			04 需用費	8,000	食糧費
		02	事務関連密費	47,000	
			04 需用費	0	
			05 役務費	47,000	切手、振込手数料
02			事業費	0	
	01		事業推進費	0	
		03	調査研究費	0	
			04 需用費	0	収入印紙
			05 役務費	0	
			06 委託料	0	
03			予備費	5,000	
	01		予備費	5,000	
		01	予備費	5,000	
			12 予備費	5,000	
支出合計				75,000	

2. 議事及び報告

(3) 予算流用について

2.【報告事項】

(3) 予算流用について

流用日	令和4年1月17日
流用額	6,506円
流用理由	協議会開催に係る切手代及び振込手数料の不足が生じることが判明したため
流用元	「地域公共交通計画案作成業務」等の請負差金が生じている調査研究費の委託料
流用先	事務局運営費の役務費

予算の流用につきましては、「船橋市地域公共交通活性化協議会財務規程」第5条第2項(予算の流用及び予備費の充当)において、「歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。」とあることから、ご報告いたします。

19

2.【報告事項】

(3) 予算流用について

支出の部

款	項	目	節	当初予算額	1回目流用後予算額 (令和3年8月31日)	2回目流用後予算額 (令和4年1月17日)	増減額	備考
01	総務費			60,000	87,112	93,618	6,506	
	01	総務管理費		60,000	87,112	93,618	6,506	単位：円
		01	会議費	23,000	23,000	23,000	0	
		03	旅費	15,000	15,000	15,000	0	
		04	費用費	8,000	8,000	8,000	0	食糧費
	02	事務局運営費		37,000	64,112	70,618	6,506	
		04	費用費	0	0	0	0	
		05	役務費	37,000	64,112	70,618	6,506	切手、振込手数料
02	事業費			7,685,000	7,657,888	7,651,382	▲6,506	
	01	事業推進費		7,685,000	7,657,888	7,651,382	▲6,506	
		03	調査研究費	7,685,000	7,657,888	7,651,382	▲6,506	
		04	費用費	10,000	10,000	10,000	0	収入印紙
		05	役務費	0	0	0	0	
		06	委託料	7,675,000	7,647,888	7,641,382	▲6,506	
03	予備費			5,000	5,000	5,000	0	
	01	予備費		5,000	5,000	5,000	0	
		01	予備費	5,000	5,000	5,000	0	
		12	予備費	5,000	5,000	5,000	0	
支出合計				7,750,000	7,750,000	7,750,000	0	

20

2. 議事及び報告

(4) 田喜野井線の試走について

21

2. 【議事及び報告】 (4) 田喜野井線の試走について

- 試走日 : 令和3年11月17日
- 参加人数: 17名
(船橋市: 3名 警察: 2名
京成バス: 8名 市民: 4名)
- 使用車両
日野ポンチョ(2ドア)
定員: 31人
長さ6,990mm × 幅2,080mm
× 高さ3,010mm



22

2.【議事及び報告】

(4)田喜野井線の試走について

●試走の状況



23

2.【議事及び報告】

(4)田喜野井線の試走について

●試走の結果

- ・路線の一部で道路幅員が狭い箇所がありました。
- ・すれ違いのため、バスが後退する必要がある場面がありました。
- ・上り坂、下り坂は斜度が急なため、立乗りは厳しいと考えられます。
- ・すれ違いが多くなるとブレーキを踏む回数が多くなり、乗り心地が悪くなる場面がありました。

●試走を踏まえた今後の方針

- ・幅員が特に狭い場所(W=3.65m(2間)の箇所)について、拡幅に向け用地買収等を検討していく必要があります。

24

2. 議事及び報告

(5) 船橋市公共交通不便地域解消事業 補助金交付要綱改正の施行について

25

2. 【議事及び報告】

(5) 船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱改正の施行について

● 第5条第3項に「やむを得ない場合の特例」を追加修正し、令和4年1月20日に施行しました。

(試験運行)

第5条 試験運行期間は、1年間を基本とする。

2 本格運行へ移行するための基準は、試験運行開始してから6ヶ月の結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できることとする。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。なお、運賃収入等に地域組織からの負担金を含めることができる。また、既存バス路線への影響が軽微であることとする。

3 本格運行へ移行するための基準を下回った時は、改善点等が検討され、運行経費の50%を運賃収入等により確保できる見込みが立った場合のみ、改善を行い、試験運行期間をさらに1年間延長できる。延長した時の本格運行へ移行するための基準は、改善を行ってから6ヶ月の結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できることとする。改善点等が検討されても、運行経費の50%を運賃収入等により確保できる見込みが立たない時や、改善を行ってから6ヶ月の結果についても運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった時には、運行を終了する。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

(以下略)

26

2.【議事及び報告】

(5)船橋市公共交通不便地域解消事業補助金交付要綱改正の施行について

- 第7条第1項の2箇所に「やむを得ない場合の特例」を追加修正し、令和4年1月20日に施行しました。

(本格運行)

第7条 運行を継続するための基準は、毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できた場合とする。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。なお、運賃収入等に地域組織からの負担金を含めることができるものとする。

2 毎年4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった場合、改善点等を検討し、運行経費の50%を運賃収入等により確保するようにする。2年連続で、4月から9月までの結果が運行経費の50%を運賃収入等により確保できなかった場合は、運行を中止する。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

3 2年連続で運行経費を運賃収入等により確保することが出来た場合、補助対象事業者と協議のうえ、乗合事業者による完全民営事業とすることができる。

27

- その他の修正点について：道路計画課所管要綱の各事項文言の体裁を統一。

承認事項

2. 議事及び報告

(6)(仮称)船橋市地域公共交通計画(案) について

28

2.【議事及び報告】

(6) (仮称)船橋市地域公共交通計画(案)について

● 素案からの変更点と今後のスケジュールについて

・「Ⅵ. 今後の取り組み施策について」

具体的な取り組みについて、考えられるもの全てを表記し、ワーキング部会やアンケートの中で内容の精査を行いました。1者でも希望があれば残すこととした結果、少なくとも1者は希望があったため、全ての取り組みについて残すこととしました。

・その他の主な変更点

- ① 市の関連計画に関する文言や図等の調整を行いました。
- ② 具体的な取り組みについて、実施主体と実施時期をすべての項目に表記しました。
- ③ バスの「ワンコイン運賃」に関する記載を削除しました。
- ④ 評価指標を精査し、検証可能な客観的なデータのみを残しました。

・(仮称)船橋市地域公共交通計画(案)については、協議会にて承認を頂いた後、船橋市へ提出し、パブリックコメントを経て令和4年度に船橋市の計画として公表することを目指します。

29

2. 議事及び報告

(7) (仮称)船橋市地域公共交通計画案 作成業務の事業評価について

30

「船橋市地域公共交通計画」策定の経過報告（令和3年度）

（1）素案修正案の整理

本市の現状・問題等及びそれに対する課題を踏まえ、今後の取り組みの基本方針、考え方、取り組みメニューの検討における視点、及び、公共交通ネットワークの考え方を整理するとともに、今後取り組みメニューについて再整理し、素案修正案として整理しました。
この素案修正案を基に、さらに関係者等との意見交換、調整等を実施し、記述内容を調整しています。目標の評価指標については、基本方針に対応する評価指標の複数候補を挙げ、関係機関との調整や新型コロナウイルスに伴う動向を見据えながら精査しました。

■基本方針

目標（船橋の公共交通がめざす姿）

- 従来まで持続し、まちづくりで寄与する船橋の公共交通を目指します。

基本方針（めざす姿の実現に向けた取り組みの方向性）

- 方針1** ターミナル・拠点等の利便性・わかりやすさの向上と市民等の利用促進
 - 多くの鉄道・バス路線が運行し組して存在しているものの、複数の事業者が各社個別の対応を行っている現状や、駅アクセス・乗り継ぎ等の利用環境に改善の余地があること等を踏まえ、種々の技術も活かした利用しやすい公共交通の実現に取り組みます。また、クルマ依存が高い市民の現状を踏まえ、一層の利用促進を図っていきます。【主に市民や利用者に関する取り組み】
- 方針2** 公共交通不便地域等の移動支援
 - 公共交通不便地区への移動支援策について継続的に取り組みます。地域の現状に見合った種々の方策について、地域主体で変えていくことも含め、市民とともに考え取り組んでいきます。【主に地域における取り組み】
- 方針3** 将来にわたる公共交通サービスの確保
 - 「血縁移動」、「市内地域間移動」、「地域内移動」、「回遊等」を支える公共交通サービスを、将来にわたって確保していきます。また持続的な運営・運行を目指す上での困難の解決に取り組んでいきます。【主に運行事業者に関する取り組み】
- 方針4** 高齢・回遊性向上等を通じたまちづくりへの寄与
 - 今後のまちづくりの考え方を踏まえ、高齢・回遊性の向上に資する公共交通サービス、拠点間公共交通やフィーダー交通等による利便性向上に取り組みます。また、公共交通や徒歩などを中心とした多様な選択のある移動手段により、まちが多くの人で賑わうとともに、暮らしやすく地球環境にも貢献にも貢献し、「公共交通+歩く」を中心とした交通まちづくりに取り組んでいきます。【主にまちなかにおける取り組み】

■取り組みの方向性と視点

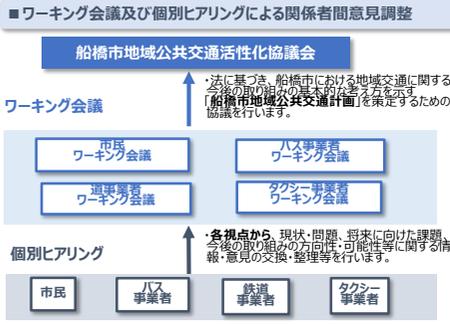


■取り組みメニューの体系

方針	取り組みメニュー	1	2	3	4
方針1 ターミナル・拠点等の利便性・わかりやすさの向上と市民等の利用促進	取り組み1-1	主要ターミナル等のわかりやすさ・機能充実の取り組み	○	○	○
	取り組み1-2	地区拠点等のアクセス・乗り継ぎ等の利便性向上と新路線開通の取り組み	○	○	○
	取り組み1-3	運送・運休等による公共交通利用への阻害軽減の取り組み	○	○	○
	取り組み1-4	公共交通利用に関する意識の醸成に向けた取り組み	○	○	○
方針2 公共交通不便地域等の移動支援	取り組み2-1	地域とともに考える公共交通不便地域の移動サービスに関する継続的な取り組み	○	○	○
方針3 将来にわたる公共交通サービスの確保	取り組み3-1	公共交通事業者間の連携強化の取り組み	○	○	○
	取り組み3-2	バス運行に関わる負担軽減の取り組み	○	○	○
	取り組み3-3	新型コロナウイルス感染症の影響による行動変容への対応の取り組み	○	○	○
方針4 高齢・回遊性向上等を通じたまちづくりへの寄与	取り組み4-1	まちづくりと連携し回遊性を促す公共交通サービス提供の取り組み	○	○	○
	取り組み4-2	人の住み・暮らし・観光客へのPR・案内の充実等の取り組み	○	○	○
	取り組み4-3	利用者・市民・来訪客等の意見・意向の定期的な把握の取り組み	○	○	○

(2) パブリックコメントの支援 (3) 今後の取組に向けた公共交通事業者・地区住民など関係者との調整

パブリックコメントに向けて図書の整理を行うため、取組むべきメニューに対して、公共交通事業者、関係者とヒアリング、ワーキング等を行い、取組内容について調整を行いました。また、計画策定後の進め方についても調整を行いました。
市域内地区が関連する取組内容については、地区住民の意向や今後の進め方について、市民代表と意見交換や調整を行いました。



- 個別ヒアリング
- 基本方針等に関する個別ヒアリング 8月下旬～9月上旬 【開催済】
- 市の現状・問題等及びそれに対する課題・取組基本方針に関する意見交換
 - 課題・方針に対し、考えられる取組の方向性に関する情報・意見の交換
- 取組メニュー等に関する個別ヒアリング 12月中旬 【開催済】
- 事務局長の取組メニュー、その他考えられるアイデア等に関する情報・意見の交換
 - 取組メニューの実現可能性、実施時期・スケジュール等に関する情報・意見の交換
 - 取組メニューの目標指標設定等に関する情報・意見の交換

■バス事業者ワーキング会議

- 第1回バス事業者ワーキング会議 9月16日 【開催済】
- 取組基本方針・方向性に関する意見交換
 - 事務局案の取組メニュー、その他考えられるアイデア等に関する情報・意見の交換



- 第2回バス事業者ワーキング会議 11月29日 【開催済】
- 取組メニューの実現可能性、実施時期・スケジュール、目標指標設定等に関する情報・意見の交換
(運行方法・ルート等の効率化・調整、遅延によるバス離れの回避、不便地区への対応、乗務員の確保、主要ターミナル等での分かりやすさの充実、利用促進PR、企画・特典等に関する各社個別、バス事業者間の連携、他の機関等との連携など)

■市民ワーキング会議

- 事業者・市民合同ワーキング会議 12月28日 【開催済】
- 頂いた意見を踏まえて事務局で作成した計画書案の修正方針の報告
 - 取組の方向性に関する情報・意見の交換
 - 市民が主体的に取組むべきと考えられる事項等
(地域の公共交通を守る、積極的に利用する行動スタイルや意識へ変容するための取組、公共交通不便地区に見合った移動手段を地域住民が主体で考える仕組みなど)

■鉄道事業者ワーキンググループ

- 事業者・市民合同ワーキング会議 12月28日 【開催済】
- 頂いた意見を踏まえて事務局で作成した計画書案の修正方針の報告
 - 取組の方向性に関する情報・意見の交換
 - 事務局案の取組メニューに関する可能性、その他考えられるアイデア等
(主要ターミナル等での事業者間や、他の機関との間の案内の分かりやすさ、乗り継ぎ、大幅遅延時の連携、混雑緩和、利用促進PR、企画・特典等での連携など)

■タクシー事業者ワーキンググループ

- 事業者・市民合同ワーキング会議 12月28日 【開催済】
- 頂いた意見を踏まえて事務局で作成した計画書案の修正方針の報告
 - 現状の市内タクシー事業者全体としての運行・利用等の動向に関する再確認
 - 取組の方向性に関する情報・意見の交換
 - 事務局案の取組メニューに関する可能性、その他考えられるアイデア等
(公共交通不便地区への移動支援、待機所等の調整、乗務員確保、予約・配車、バス・鉄道との大幅遅延時の対応、利用促進PR、企画・特典等での事業者間、他の機関との連携など)

(4) 計画書案の作成

素案修正案を基に関係者等との意見交換、調整等を実施し、計画書案としての記述内容を調整しています。

■取組メニュー一覧

1. ターミナル・乗降等の計画性・わかりやすさの向上と市域等の利用促進
- 取組メニュー 1-1：主要ターミナル等のわかりやすさ・機能充実の取組
- 【メニュー概要①】 主要ターミナル等における情報の充実
 - 【メニュー概要②】 異なる公共交通事業者・施設間の相互の案内充実の検討
 - 【メニュー概要③】 主要ターミナルのバス発着場所のわかりやすさの向上
 - 【メニュー概要④】 主要ターミナル前の道路で、公共交通から一般車両を分ける方策の検討 (中期)
 - 【メニュー概要⑤】 主要ターミナルにおけるバス発着場所拡充の検討 (長期)
- 取組メニュー 1-2：地区拠点等のアクセス・乗り継ぎ等の利便性向上と新規路線検討の取組
- 【メニュー概要①】 駅前駅前広場の広域へのバス乗り入れ(ストロークレス) (短・中)、新規路線の運行
 - 【メニュー概要②】 アクセス充実のための拠点整備とバス乗り入れの可能性検討 (中期)
- 取組メニュー 1-3：遅延・運休等による公共交通利用への抵抗感軽減の取組
- 【メニュー概要①】 バス待機場所・運行情報の充実
 - 【メニュー概要②】 店舗や集客施設内での運行情報の提供に関する検討
 - 【メニュー概要③】 遅延・大幅遅延時に備えた運行事業者間での調整・検討等
- 取組メニュー 1-4：公共交通利用に関する意識の醸成に向けた取組
- 【メニュー概要①】 魅力・イメージの継続的な取組
 - 【メニュー概要②】 地域が主体となり、地域の公共交通を考える仕組み・支援
2. 公共交通不便地域の移動促進
- 取組メニュー 2-1：地域とともに考える公共交通不便地域の移動サービスに関する継続的な取組
- 【メニュー概要①】 新規路線または移動支援車の実証運行
 - 【メニュー概要②】 公共交通不便地域への取組に関するPR・広報の強化
 - 【メニュー概要③】 民間運送サービスの活用による移動支援サービスの検討
 - 【メニュー概要④】 タクシー・特種車両の調整・検討
 - 【メニュー概要⑤】 地域主体の巡回サービスの検討・実証運行 (中期)
 - 【メニュー概要⑥】 市民の働きかけや地域に合わせた取組の推進的取組・協働の推進 (中期)
 - 【メニュー概要⑦】 5G・IoT等の活用による移動支援サービスの検討 (中期)
3. 確実な公共交通サービスの実現
- 取組メニュー 3-1：公共交通事業者間の連携強化の取組
- 【メニュー概要①】 運行事業者間の調整・共同の取組のための「実務会議」の設置
 - 【メニュー概要②】 バス事業者の運行データ共有化・デジタル化に向けた検討
 - 【メニュー概要③】 公共交通の持続的な運営・運行への支援の継続的な検討



- 取組メニュー 3-2：バス運行に関わる負担軽減の取組
- 【メニュー概要①】 駅前・大規模集客施設等の周辺に集中するクルマ増減によるバス遅延緩和の検討
 - 【メニュー概要②】 バス待機場所の確保等による回送・削減の可能性検討
 - 【メニュー概要③】 異なるバス事業者間の共有調整 (乗客の確保) の可能性検討
 - 【メニュー概要④】 乗客拠点施設とターミナル設置による運行の効率化の検討 (長期)
 - 【メニュー概要⑤】 主に市街化区域内の公共交通不便地域(バス等の遅延の解消)に繋がる都市計画道路の優先整備及びバス運行ルート確保等の可能性検討 (長期)
 - 【メニュー概要⑥】 自動運転車に関する情報収集と道路環境整備の検討 (長期)
- 取組メニュー 3-3：新型コロナウイルス感染症の影響による行動圏への対応の取組
- 【メニュー概要①】 新型コロナウイルス感染症感染拡大下の公共交通利用PR等の継続的な検討
 - 【メニュー概要②】 社会的距離の確保や感染拡大防止への対策等
 - 【メニュー概要③】 感染拡大防止対策の継続的な取組
 - 【メニュー概要④】 タクシー等の車両を合わせた種々のサービスの検討
4. 乗客、関係性向上等を通じた、まちづくりの寄与
- 取組メニュー 4-1：まちづくりと連携し回遊性を促す公共交通サービス提供の取組
- 【メニュー概要①】 公共交通での外出、回遊の促進を図る方針の検討・まちづくりの企画
 - 【メニュー概要②】 店舗・集客施設へのバス等の乗り入れに関する検討・調整
 - 【メニュー概要③】 店舗・集客施設と公共交通の連携・特異サービスの実現 (MaxS創設等)
 - 【メニュー概要④】 タクシー等の多様なニーズへの対応とバス普及の推進
 - 【メニュー概要⑤】 集客拠点や居住地区での新たな回遊サービスの検討・実証運行 (中期)
 - 【メニュー概要⑥】 集客エリアの駅前広場におけるバス発着場所の充実 (中期)
 - 【メニュー概要⑦】 まちづくりと連携した取組の推進、市民意識の醸成 (中期)
- 取組メニュー 4-2：人の往来・賑わい、来訪客へのPR・案内の充実等の取組
- 【メニュー概要①】 主要ターミナル等における案内案内の充実
 - 【メニュー概要②】 タクシーを軸とした公共交通マップの作成
 - 【メニュー概要③】 集客エリア等の駅前広場の歩行者・自転車利用空間の充実 (中期)
 - 【メニュー概要④】 主要駅等の待ち合わせスペース充実の検討 (長期)
- 取組メニュー 4-3：利用者・市民、来訪客等の意見・動向の定期的な把握の取組
- 【メニュー概要①】 定期的な調査と観光・集客・商業関係者との情報交換等

(5) パブリックコメントの実施

関係者等との意見交換、調整等を踏まえ事業者及び市民の声を反映した計画書案を基に、パブリックコメントを実施します（年度内に実施予定）。



(6) 協議会開催

船橋市地域公共交通活性化協議会を3回開催し、計画書案の内容について議論しました。また、第55回協議会にて計画案が承認されました。

■ 協議会

■ 事前説明会

船橋市地域公共交通活性化協議会に係る事前説明 **【開催済】**

開催概要

日時：令和3年8月23日（月）14：00～15：00
場所：船橋市役所11階 第113会議室（Web会議形式）
出席者：公共交通事業者、バス協会、県、学識経験者等

議題

- （仮称）船橋市地域公共交通計画案について
- 公共交通不便地域について



第54回 船橋市地域公共交通活性化協議会 **【開催済】**

開催概要

日時：令和3年11月9日（火）10：00～11：30
場所：船橋市役所11階 会議室（対面形式）
出席者：公共交通事業者、バス協会、関東運輸局、学識経験者、市民代表等

議題

- 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について
- （仮称）船橋市地域公共交通計画案作成業務について
- 今後のスケジュールについて

第55回 船橋市地域公共交通活性化協議会 **【開催済】**

開催概要

日時：令和4年1月28日（金）14：00～16：00
場所：船橋市役所9階 第1会議室（対面形式及びWeb会議形式の併用）
出席者：公共交通事業者、バス協会、関東運輸局、学識経験者、市民代表等

議題

- （仮称）船橋市地域公共交通計画案について
- （仮称）船橋市地域公共交通計画案作成業務の評価について

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）

令和4年1月28日

協議会名： 船橋市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域公共交通計画策定事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>(1)素案修正案の整理 ・令和2年度に作成した計画素案を基に、公共交通事業者や市民代表とのワーキング部会での議論、市役所庁内の調整、また船橋市地域公共交通活性化協議会での意見を踏まえながら、取組内容の精査、評価指標等を整理した。 ・取組メニューについて、関係事業者と実施の可能性の調整を図った。</p> <p>(2)パブリックコメントの支援 ・計画素案を基にパブリックコメントを実施するための資料等の作成を行った。</p> <p>(3)今後の取組に向けた公共交通事業者・関係者との調整 ・取り組むべきメニューに対して、公共交通事業者、関係者とのヒヤリングを行い、取組内容について調整を行った。また、計画策定後の進め方等についても調整を行った。</p> <p>(4)今後の取り組みに向けた地区住民との調整 ・地区が関連する取組内容および地区住民の意向や今後の進め方等について意見交換や調整を行った。</p> <p>(5)計画書（原稿案）の作成 ・関係者との意見調整の結果を踏まえて、目標、取組方針、目標指標、実施メニュー、スケジュールの精査を行い、計画書案をまとめた。</p> <p>(6)協議会開催 ・船橋市地域公共交通活性化協議会を3回開催し、計画素案の内容について議論を行った。</p>	<p>A・事業計画に基づき、適切に実施された</p>	<p>【補助対象事業名】 地域公共交通調査事業（計画策定事業） 【事業内容】 地域公共交通計画の作成 【実施時期】 令和3年度未作成予定 【計画策定と実施方針】 ・令和2年度に作成した計画素案を基に、公共交通事業者、市民代表、学識経験者、行政機関関係者による船橋市地域公共交通活性化協議会、また附属のワーキング部会との調整を図りながら具体的な取組や評価指標を設定。 ・現在策定中の総合計画及び都市計画マスタープランとの調整・連携を図る。 ・以上を取りまとめ、パブリックコメント実施後に計画策定を行い、取組メニューを実行していく。</p>

令和3年度 船橋市地域公共交通活性化協議会 (千葉県船橋市) (地域公共交通計画策定事業)

公共交通の概況・地域の特徴

●公共交通の概況

本市内には鉄道7社が運行し、東西方向（東京・千葉方面）の路線が主軸となっている。船橋、津田沼、西船橋、北習志野の各駅が各方面を結ぶ主要な交通結節点となっている。路線バスは7社が運行しており、鉄道駅と主要施設や市内の各地域を結んでいる。市内に14社の法人タクシーの営業所等がある。公共交通不便地域のうち3地域に対し「公共交通不便地域解消事業」として、市民、公共交通事業者、市の3者協働でバス運行を行っている。

●地域の特徴

本市は基本的には都心や成田空港へのアクセスが良く、多数の公共交通網を有するなど立地条件に恵まれている。市の人口は2033年に減少に転じるが、高齢化率は今後も増加し続ける見通しであり、交通弱者の移動支援はますます重要なテーマとなっている。市内各地域の状況については、東京方面へアクセスしやすい南部・西部は人口増加が見込まれるのに対し、東部・中部・北部は人口減少や高齢化が顕著となるため、地域の特性に応じた移動の検討が必要である。



面積	85.6km ²
人口 (R3.4.1時点)	645,450万人
15歳未満	81,672人
65歳以上	154,947人
高齢化率	24.0%
世帯数	311,102世帯

地域の抱える問題点・計画策定調査の必要性

本市では平成22年に策定した「船橋市地域公共交通総合連携計画」に基づき、公共交通不便地域解消事業やバスガイドマップの作成・配布等を実施し、一定の成果を得た。

しかし、経年変化による人口構成や土地利用の変化に対し、すべての公共交通不便地域を解消できていないこと、各地域から移動に関するニーズが発生していること、クルマ利用の割合が増加し、バスの利用割合が低下していること、また、観光振興やまちづくりに資する公共交通利用のあり方について検討する必要があることなどにより、市民、交通事業者、行政が一体となって取り組むべき目標、方針、また具体的な施策を行っていくために、地域公共交通計画を策定することとした。

調査の内容

(昨年度から継続的に実施)

◇今後考えられる取り組みメニュー、都市・地域交通戦略に関するメニュー等の検討・調整 (まちづくり関連計画との連携・調整等)

(今年度調査の内容)

- ◇計画案の修正・整理 (基本方針、取組みメニュー記述内容等の整理、目標・評価指標の整理)
- ◇公共交通事業者・関係者等との調整
- ◇パブリックコメントの実施
- ◇地区住民との調整
- ◇計画案の作成

協議会開催状況

●令和3年度の開催状況 (予定含む)

- ・第1回 (11月9日)
地域公共交通計画案作成業務について
- ・第2回 (12月23日)
取り組みメニューについて
- ・第3回 (1月28日)
計画案について

調査事業の結果概要

- ・一昨年度の調査結果及び昨年度の公共交通事業者・関係者へのヒアリング、補完的な調査・データ整理により、本市の公共交通が概ね市域の各方面を運行しているが、重点的にカバーすべき公共交通不便地区が残存することを課題として把握した。
- ・今年度は公共交通事業者との複数回にわたるワーキング会議や個別の意見照会の実施、また、公共交通事業者、学識経験者、市民代表を交えた協議会の開催により、関係者の意見を踏まえながら調整・記述内容の整理等を進め、今後の取り組み内容、実施主体などを整理し、計画案に反映した。
- ・関係者との意見交換では、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用客減少の深刻さと、今後の公共交通の確保に向けた取り組みが重要であることを共有した。これを受けて、既に種々の努力によって公共交通を運行している現状認識と、今後の公共交通事業者、市民、行政が連携した取り組みを行っていくことを記述しほか、市の公共交通事業者に対する新型コロナウイルス感染症などの想定外の事象における具体的な支援・助成制度を明記した。また今後、運行維持の難しい路線が生じ、公共交通事業者からの申し入れがある場合には、対応方針について市と公共交通事業者で個別に相談できる仕組みづくりを取り組みメニューに加えた。
- ・都市・交通戦略の重点地区については、地区交通戦略の取り組みを整理し明記した。
- ・個々の取り組みメニュー案の実現可能性や実施主体・役割分担、取り組み時期等について関係者の意向を把握し、計画案の内容の精査を行った。
- ・取り組みメニュー案についての関係者との調整を踏まえ、計画案（下記方針参照）の整理を行った。

計画の策定方針 (基本方針案、主要事業)

- ・基本的な方針として、以下4つの方針を掲げる。
- 方針1 ターミナル・拠点等の利便性・わかりやすさの向上と市民等の利用促進
- 方針2 公共交通不便地域等への移動支援
- 方針3 将来にわたる公共交通サービスの確保
- 方針4 集客、回遊性向上等を通じた、まちづくりへの寄与
- ・現状のネットワーク（広域移動、市内地域間移動、地域内移動）の確保維持・利用促進、拠点の案内充実等を図るとともに、実証運行を踏まえ公共交通不便地区への移動支援方針を検討する。
- ・取り組みメニューを考えるにあたり「市民の参加、意識の醸成」「情報のデータ化、新たな技術やツールの活用」「公共交通事業者間の連携によるお客さま目線のサービス」「集客・観光関係者との連携」を視点としている。

アピールポイント

- ・鉄道7社、路線バス7社が運行しており充実しているが、乗り継ぎが分りにくいため、交通結節点等での取り組みを掲げた。
- ・クルマに依存したライフスタイルから、多様な交通モードを選択できるライフスタイルへ変革するための取り組みを掲げた。
- ・民間送迎バスを活用した移動支援サービスを継続することとした。
- ・重点地区の交通戦略として、新駅の誘致、既存駅前広場や公共施設の再整備などにより、まちなかの賑わい創出に繋げることとした。

次年度以降の取り組み概要

協議会から市に計画案を答申し、パブリックコメントを経て計画を策定する。次年度以降は計画の実施メニューに基づく試行実施や実証運行の取り組みを行っていく。またPDCAサイクルを実施し進捗状況のチェックを行い、進捗状況により計画の修正・見直しを行う。

参考資料

地域の交通体系図

・鉄道、路線バスを中心とした公共交通ネットワークの現状(図1)をベースとして、新たなまちづくりや人口変化、不便地域状況に対応した、船橋市の将来の公共交通ネットワーク(図2)を設定します。将来像に合わせた公共交通不便重点地区(図3)も設定し対応を図っていきます。

現在の公共交通ネットワーク

図1



将来の公共交通ネットワーク

図2



【図の凡例】

・現在、将来像に対応した軸や拠点の説明
・将来像においては、乗継拠点の設定や、軸の追加を提案しています。

種別	記号	説明	考え方
中心駅	●	東部方向の鉄道、南北方向の鉄道、路線バス(南北中心軸)が接続	中心駅(船橋駅) ●船橋駅(東部方向) ●船橋駅(南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向)
地域拠点	○	東部方向の鉄道、南北方向の鉄道、路線バスが接続	●船橋駅(東部方向) ●船橋駅(南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向)
地区拠点	◇	鉄道と路線バスが接続	●船橋駅(東部方向) ●船橋駅(南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向)
乗継拠点	◇	異なるバス路線同士が接続	●船橋駅(東部方向) ●船橋駅(南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向) ●船橋駅(東部方向・南北方向)

図3



参考資料

計画書案(抜粋)

項目	内容
1. 目的	船橋市域公共交通計画(案)
2. 背景	人口増加による公共交通需要の増加、高齢化による移動手段の確保、環境負荷の低減、都市機能の強化、市民生活の向上
3. 計画の概要	中心駅・地域拠点・地区拠点・乗継拠点の整備、路線バスの増強、自転車シェアリングの導入
4. 実施スケジュール	2023年度: 中心駅・地域拠点の整備 2024年度: 地区拠点・乗継拠点の整備 2025年度: 路線バスの増強 2026年度: 自転車シェアリングの導入
5. 効果	公共交通利用の促進、都市機能の強化、市民生活の向上、環境負荷の低減

基本方針

目標(船橋の公共交通がめざす姿)

● 将来まで持続し、まちづくりに寄与する船橋の公共交通を目指します。

基本方針(めざす姿の実現に向けた取り組みの方向性)

- 取組1: ターミナル・拠点等の利便性・わかりやすさの向上と市民等の利用促進**
 - 多くの鉄道・バス路線が通行し制して充実しているものの、複数の事業者が各社個別の対応を行っている現状や、駅・バス停・乗り場等の利用環境に改善の余地があること等を踏まえ、種々の技術を活用した利用しやすい公共交通の実現に取り組めます。また、クルマ依存が高い市民の現状を踏まえ、一層の利用促進を図っていきます。【主に市民や利用に関わる取組み】
- 取組2: 公共交通不便地域等の移動支援**
 - 公共交通不便地域への移動支援策について継続的に取り組みます。地域の現状に合わせた種々の方策について、地域主体で実定していくことも求め、市民とともに考え取り組みます。【主に地域に対する取組み】
- 取組3: 将来にわたる公共交通サービスの確保**
 - 「広域移動」、「市内地域間移動」、「地域内移動」、「回帰等」を交える公共交通サービスが、将来にわたって確保していきます。また、将来的な課題・課題を自覚するまでの段階の解決に取り組んでいきます。【主に事業者に関する取組み】
- 取組4: 集客・回遊性向上等を進め、まちづくりへの寄与**
 - 今後のまちづくりの考え方を踏まえ、集客・回遊性の向上に資する公共交通サービス、拠点間公共交通やフェイダー交通等による利便性向上に取り組めます。また、公共交通や徒歩を中心とした多様な選択肢のある移動手段により、まちが多くの人で賑わうことにも、暮らしやすく地球環境にも健康にもよい、「公共交通+歩く」を中心とした交通まちづくりに取り組んでいきます。【主にまちづくりに関する取組み】

取り組みの方向性と視点



取り組みメニューの体系

取組	内容	2023	2024	2025	2026
取組1: ターミナル・拠点等の利便性・わかりやすさの向上と市民等の利用促進					
取組み1-1	主要ターミナル等のわかりやすさ・機能充実の取組み	○	○	○	○
取組み1-2	地域拠点等のアクセシビリティ向上・乗降環境の取組み	○	○	○	○
取組み1-3	遅延・遅延等による公共交通利用への低阻障の取組み	○	○	○	○
取組み1-4	公共交通利用に関する意識の醸成に向けた取組み	○	○	○	○
取組2: 公共交通不便地域等の移動支援					
取組み2-1	地域とともに考える公共交通不便地域の移動サービスに関する取組み	○	○	○	○
取組3: 将来にわたる公共交通サービスの確保					
取組み3-1	公共交通事業者間の連携強化の取組み	○	○	○	○
取組み3-2	八旗行に関わる負担軽減の取組み	○	○	○	○
取組み3-3	新型コロナウイルス感染症の影響による行動様式への対応の取組み	○	○	○	○
取組4: 集客・回遊性向上等を進め、まちづくりへの寄与					
取組み4-1	まちづくりと連動し回遊性を促す公共交通サービス提供の取組み	○	○	○	○
取組み4-2	人の往来・観光・観光客へのPR・案内の充実等の取組み	○	○	○	○
取組み4-3	利用者・市民・観光客等の意見・意向の定期的な把握の取組み	○	○	○	○

2. 議事及び報告

(8) ワーキング部会の常設について

41

2. 【議事及び報告】

承認事項

(8) ワーキング部会の常設について

《ワーキング部会設置の背景》

・ワーキング部会については、「(仮称)船橋市地域公共交通計画(案)」を作成するために、各交通事業者さま(鉄道、バス、タクシー)、また市民の皆さまと個別に議論する場を設け、計画に対するご意見を伺うために設置しました。

《ワーキング部会の経過について》

・ワーキング部会の開催については、実際には新型コロナウイルス感染症により対面での議論が思うように進みませんでした。また、交通事業者ごとに論点や課題の大きさに違いがあり、開催頻度についても検討する必要があることも分かりました。

《ワーキング部会の常設について》

・これまでの議論の中で、今後計画に基づく取組みを行っていく際に、テーマによっては更に議論を行う場が必要との声を頂きました。そこで、議論すべき課題がある場合には、ワーキング部会を開催していくこととし、事務局としては、ワーキング部会を常設することを提案いたします。

42

3. その他

- ・ 今後のスケジュールについて

43

3その他 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについては、以下のとおり予定しております。

第56回船橋市地域公共交通活性化協議会【令和4年6月予定】

- ・ 令和3年度船橋市地域公共交通活性化協議会の決算(案)について

- ・ 令和3年度公共交通不便地域解消事業の実施状況について

⇒ 令和3年度の利用状況等の報告 等

44

4. 閉会

